

信託の活用を通じた 資力が不十分な高齢者に対する成年後見

西森 利樹

目 次

- I はじめに
- II フロリダ公的後見制度における信託の活用
- III 特定寄附信託
- IV 公益信託
- V 若干の考察 - 公的な支援と信託の活用
- VI おわりに

I はじめに

本稿の目的は、わが国において、資力が不十分な高齢者に対する成年後見の財源の確保を図るための信託活用のあり方等を明らかにすることであり、検討対象は、フロリダ州公的後見制度における信託活用の取り組み並びに日本における特定寄附信託及び公益信託である。

認知症等により判断能力が不十分になった場合に、高齢者に対する支援が必要とされるのは、本人の資力の有無に関わらない。仮に資力の有無に関わるとすれば、高齢者が認知症になった場合に、資力がないためことを理由に支援を受けられずに放置されることにもなりかねない。そのため、たとえ資力が不十分であったとしても、制度利用の必要がある者が成年後見制度による支援を受けることができるような行政等による公的支援システムの検討は喫緊の課題である。

この点、アメリカには、独居であったり資力が不十分であることから成年後見人の担い手が確保できない場合に行政や裁判所等の公的な機関が成年後見人として支援をする公的後見制度（Public Guardianship）がある。アメリカの成年後見制度は州法により規律されており、公的後見制度も同様に州法において制定されている¹。そのため制度内容は州により異なるものの、アメリカの公的後見制度においては、制度の財源をどのように確保し、制度を充実させるのかが課題の一つとなっている²。そのなかで、フロリダ州は、州法に信託の仕組みを取り入れることにより公的後見制度の財源を確保しようとしている。そうした、公的な支援をする制度の財源を信託によって確保するという活用方法は、今後のわが国における信託の活用のあり方を考える上で参考になりうるのではないと思われる³。

そのため、筆者は別稿において、フロリダ州公的後見制度における信託の活用のあり方を検討するとともに、現在のわが国にはフロリダ州の公的後見制度に対応する制度は存在しないものの、わが国において類似の機能を果たしうると思われる信託（福祉を目的とする信託）である特定贈与信託について検討し、現在のわが国において低所得者等の資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援の財源確保のための信託の活用の可能性等について考察をくわえた⁴。福祉を目的とする信託には、特定贈与信託のほか、特定寄附信託、公益信託等がありうるものの、別稿においては、紙幅の関係もあり特定贈与信託のみを取り上げた。そこで、本稿においては、特定寄附信託及び公益信託を取り上げることとする。

以下においては、フロリダ州公的後見制度における信託活用の取り組み内容について、その概略を再度確認し（Ⅱ）、特定寄附信託（Ⅲ）、公益信託（Ⅳ）の概要について検討したうえで、わが国における資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援の財源確保のための信託活用について

¹ Dorothy Siemon, Sally Balch Hurme & Charles P. Sabatino, *Public Guardianship: Where Is It and What Does It Need?*, CLEARINGHOUSE REV, 1993, at 588. 他に、アメリカ公的後見制度に関しては、以下の文献を参照のこと。MARY JOY QUINN, GUARDIANSHIPS OF ADULTS ACHIEVING JUSTICE, AUTONOMY, AND SAFETY 44, 96 (2005), Pamela B. Teaster, Erica F. Wood, Naomi Karp, Susan A. Lawrence, Winsor C. Schmidt, Jr., & Marta S. Mendiondo, *Ward of The State: A National Study of Public Guardianship*, at 54 (Dec. 1, 2020, 9:27 AM), <http://www.canhr.org/reports/2005/Wardsofthestate.pdf>, PAMELA B. TEASTER, WINSOR C. SCHMIDT JR., ERICA F. WOOD, SUSAN A. LAWRENCE & MARTA S. MENDIONDO, PUBLIC GUARDIANSHIP IN THE BEST INTERESTS OF INCAPACITATED PEOPLE? (2010), Eleanor B. Cashmore, *Guarding the Golden Years: How Public Guardianship for Elders Can Help States Meet the Mandates of Olmstead*, 55 B.C.L. REV. 1214, at 1240, LAWRENCE A. FROLIK & ALISON MCCRYSTAL BARNES, ELDER LAW CASE AND MATERIALS 393 (6th ed. 2015), REBECCA C. MORGAN, MARK D. BAUER, ROBERTA K. FLOWERS, JOSEPH F. MORRISSEY & THERESA J. PULLEY RADWAN, ELDER LAW IN CONTEXT 264 (2017), LAWRENCE A. FROLIK & RICHARD L. KAPLAN, ELDER LAW IN A NUTSHELL 247 (7th ed. 2019), NINA A KOHN, ELDER LAW PRACTICE, POLICY, AND PROBLEMS 156 (2th ed. 2020), THE FLORIDA BAR, FLORIDA GUARDIANSHIP PRACTICE 20-1 (11th ed. 2021).

² 西森利樹「アメリカ公的後見法制をめぐる近年の改正動向」アドミニストレーション第27巻（2020年）2号（Beaufait, Paul A.准教授退職記念号）43頁<http://rpkumakendai.pukumamoto.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/2127/1/270208_nishimori_43_58.pdf>（2024.12.18）

³ 高齢者の支援について政府の財源のみに頼る施策だけでは行き詰まることが予想されることから信託の活用を指摘するものとして、佐藤勤「アメリカの福祉型信託の発展と我が国への示唆」信託272号（2017年）2頁。

⁴ 西森利樹「資力が不十分な高齢者に対する成年後見と信託の活用ーフロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託を中心としてー」年金と経済42巻1号（2023）26頁。

若干の考察をくわえる（V）。

II フロリダ公的後見制度における信託の活用

1. フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託

－The Florida Public Guardianship Pooled Special Needs Trust (FPGPSNT)

フロリダ州の公的後見制度（Public Guardianship）においては、公的後見制度の提供範囲を拡大するための財源を確保する方法として、フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託（The Florida Public Guardianship Pooled Special Needs Trust（FPGPSNT））が活用されている。この信託を創設したのは、貧困者後見財団（Foundation for Indigent Guardianship, Inc. (FIG)）である。貧困者後見財団（FIG）は直接支援組織（Direct Support Organization (DSO)）であり、公的及び専門後見人局（Office of Public & Professional Guardians（OPPG））の直接・間接的な利益のために、プログラムや活動の実施、資金調達、助成金・贈与・遺贈の要請と受領、事務局の直接的又は間接的な利益のための支出を行う組織であって、公的及び専門後見人局（OPPG）に対する支援を唯一の目的とする組織である（FLA. STAT. §744.2105(1)(2023)）⁵。公的及び専門後見人局（OPPG）を支援し続けるために貧困者後見財団（FIG）が創設したのが、フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）である。

この信託の目的は、①受益者である障害者に対し支援をすること、及び、②フロリダ州の公的後見制度を支援することの二つである。特別ニーズ信託（Special Needs Trusts）は、連邦法に基づき、65歳未満の障害者のために特別に設定される信託である（42U.S.C. §1396p(d)(4)(A)）⁶。これは、いわゆる親なき後の問題に通じるものであり、障害者の将来の生活のために障害者に対して何らかの財産が残された場合に、相続などによると当該財産は障害者本人の所得、財産となる。相続した場合に障害者本人がメディケイド（Medicaid）、補足的所得保障（Supplemental Security Income : SSI）、食料援助、公営住宅の利用等の利益を受けていたとすると、これらの社会保障給付は資力調査がなされることから、財産を残された障害者本人は資力要件を充足しないことになり、社会保障給付が打ち切られることになる。残された財産は打ち切られた社会保障給付に該当する費用、特に、医療費にほとんど費やされ、いずれその財産は枯渇することになる。その場合に、障害者本人は新たにメディケイド（Medicaid）を再取得するまでは医療ケアを中止せざるを得なくなる。そのため、障害者本人がメディケイド（Medicaid）の受給資格を維持することは非常に重要である。そこで、特別ニーズ信託（Special Needs Trusts）を利用することで、障害者は受けた財産等の恩恵を受けつつも、メディケイド（Medicaid）の資格を取得・維持することができ

⁵ フロリダ州公的後見制度における直接支援組織や公的後見制度共同特別ニーズ信託の詳細に関しては、西森利樹「フロリダ公的後見制度における財源確保と信託」アドミニストレーション 28巻2号（2022年）193頁。

⁶ アメリカにおける特別ニーズ信託（Special Needs Trusts）については、佐藤勤「信託の利用方法の再考 商事の領域での利用から民事の領域での信託の利用へ」南山法学 40巻2号（2017年）51頁、佐藤勤「福祉型信託のあり方」信託フォーラム 10号（2018年）21頁。

るようになる⁷。フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）の目的の一つは、こうした障害者を支援することにある。

この信託の二つ目の目的は、②フロリダ州の公的後見制度を支援することである。これは、①で障害者のために利用された信託財産につき、受益者である障害者本人が死亡した場合の信託口座の残余財産をフロリダ州公的後見制度の運営資金として提供するものである。この点が、本稿が検討対象としている公的後見制度の財源を確保する手段としての信託の活用の方法である。アメリカにおいては、共同特別ニーズ信託（PSNT）は、適切に利用されることで公共の利益が得られる真の官民のパートナーシップとなるとされている⁸。フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）から公的後見制度に提供された総額は、180万ドル以上ともされる。以下では、公的後見制度の財源確保のための受益者の残余財産の提供と実際の資金提供の方法について検討する。

2. 信託の設定

フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）においては、受託者が複数いる。これは、信託の安全性、確実性、透明性といった目標を達成するためである。まず、(a)「設立」共同受託者（the founding co-trustee）として貧困者後見財団（FIG）が共同受託者となっており、州全体の公的後見事務所の活動支援を行う。次に、(b)「管理」共同受託者（the administrative co-trustee）である。管理共同受託者は、フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）の日常的管理を担当する。管理共同受託者は、高齢・障害者擁護後見法人（Advocates & Guardians for the Elderly & Disabled, Inc : AGED）である。管理受託者は、フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）及び個別のサブアカウントを管理、運営する権限を有する。各サブアカウントに関連する手数料、費用、経費の額は高齢・障害者擁護後見法人（AGED）が決定し、報酬合意書に記載されている。そのほか、フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）においては、信託保護者（The trust protector）が監督責任を負っており、パークシャー信託助言（Berkshire Trust Advisory Services Corporation）が担当している。この会社は、フロリダ州弁護士会の高齢者法部門の3人が運営するものである。

フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）を利用する場合に必要な書類は、高齢・障害者擁護後見法人（AGED）のHPで公表されている⁹。そのなかで「高齢・障害者擁護後見法

⁷ REID KRESS WEISBORD, DAVID HORTON & STEPHEN K. URICE, WILLS, TRUSTS, AND ESTATES THE ESSENTIALS 491 (2th ed. 2021), KERRY PECK & RICK L. LAW, ALZHEIMER'S AND THE LAW 151 (2013), JOHN R. FRAZIER & JOSEPH F. PIPPEN, JR., FLORIDA EIDER LAW, MEDICAID PLANNING AND ESTATE PLANNING 50 (2016), 樋口範雄「100歳時代の信託—英米法における認知症への対応」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編著『信託法制の新時代 信託の現代的展開と将来展望』（弘文堂、2017年）301頁。

⁸ Rebecca Berg, Scott Solkoff, Lauchlin Waldoch, Michelle Hollister & Ronald Morgan, *Q & A: Introduction to the State of Florida Public Guardianship Pooled Special Needs Trust*, FLA. B. J., May. 2007, at 64.

⁹ Advocates & Guardians for the Elderly & Disabled, Inc., *The Florida Public Guardianship Pooled Special Needs Trust* (Jan. 11, 2024, 2:06 PM), <https://trustaged.org/the-florida-public-guardianship-pooled-special-needs-trust/>.

人と信託を設定するために必要な文書」とされる書類としては、法的書類として、①承認合意書（必要事項を記入のうえ署名等をする）、②報酬合意書（署名と日付）が挙げられている¹⁰。そのほか、受益者の身分証明に関する書類、受益者がメディケアやメディケイド、補足的所得保障（Supplemental Security Income : SSI）等を受けている場合にはその書類を提出することとされている。なお、後見人が信託を設定する場合は、後見受任通知書、信託設定を許可する裁判所命令、後見人の運転免許証等の身分証明書が必要となる。

承認合意書においては、貧困者後見財団（FIG）が当事者となっており¹¹、承認合意書を設定するのは、受益者である障害者、持続的代理権を授与された者、両親、祖父母、成年後見人、裁判所であるとされる。拠出に関しては、信託のサブアカウント（Trust Sub Account : TSA）の開設、維持には最低限の拠出が必要であるとされ、その拠出額は生活に必要な費用の増加により増減する可能性がある¹²。また、合意書の修正の条件なども規定されている。

フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）では、2020年から2021年までの間に、24の新たな信託が設定され、15の信託が閉鎖された。閉鎖された信託のうちの11が受益者の死亡によるものであり、4つの信託が取り崩しによるものである。2021年6月30日段階で、フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）は63のサブアカウントを有しており、その総額は1,751,684ドルとなっている¹³。2021年から2022年には、30の新たな信託が設定され、13の信託が閉鎖され（受益者死亡10、取崩し2、資金不足1）、2022年6月30日段階でサブアカウントは80であり、総額は1,624,531ドルである¹⁴。

3. 信託における残余資金の提供

フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）の目的のひとつは、フロリダ州の公的後見制度の財源を確保することである。信託の受益者が死亡したのち、当該受益者の信託サブアカウントに残っている資金は、公的及び専門後見人事務所（OPPG）へ提供され、州内の各地域の公的後見事務所へ分配される。この残余資金が、貧困者後見財団（FIG）が公的及び専門後見人事務所（OPPG）に対する資金の援助となる。

受益者が死亡した場合、高齢・障害者擁護後見法人（AGED）は、そのサブアカウント内の残額から、政府支援の対価を国に返済する等をする。その返済後の残額が、貧困者後見財団（FIG）の運用口座に入金される。この残余資金のうち、10%が運営口座に残され、10%が緊急口座に振り替えられ、残りの80%が公的及び専門後見人事務所（OPPG）へ支給される。

¹⁰ Advocates & Guardians for the Elderly & Disabled, Inc., *Documentation Needed to Establish a Trust with AGED* (Jan. 11, 2024, 2:10 PM), <https://trustaged.org/wp-content/uploads/2016/12/Documentation-Needed-for-establishing-a-Trust-with-AGED-12-29-2016.pdf>

¹¹ 合意書の表記は、「THE FOUNDATION FOR INDIGENT GUARDIANSHIP, INC. FOR THE FLORIDA PUBLIC GUARDIANSHIP POOLED SPECIAL NEEDS TRUST ASSET JOINDER AGREEMENT」となっている。

¹² Advocates & Guardians for the Elderly & Disabled, Inc., *The Florida Public Guardianship Pooled SNT Joinder Agreement* (Jan. 11, 2024, 2:13 PM), https://trustaged.org/wp-content/uploads/2017/01/The-FL-Public-Gdnship-Pooled-SNT-Joinder-Agreement_FILLABLE-11-28-2016.pdf.

¹³ FOUNDATION FOR INDIGENT GUARDIANSHIP, INC., ANNUAL REPORT FY 20-21 3 (2021).

¹⁴ FOUNDATION FOR INDIGENT GUARDIANSHIP, INC., ANNUAL REPORT FY 21-22 3 (2022).

2016年から2017年の間に貧困者後見財団（FIG）へ提供された金額は、10,764.59ドルであり¹⁵、2017年から2018年の間で122,580ドルであった¹⁶。貧困者後見財団（FIG）の設立以来、合計で約180万ドルが提供されている¹⁷。

残余資金が利用可能になると、以下の手続きによって地方公の後見事務所へ分配される。

(1) 貧困者後見財団（FIG）が、残余資金が生じた巡回区の地方公の後見事務所に対し利用可能となった資金を通知し、地方公の後見事務所がその資金をどのように使用するかについて情報を求める。

(2) 情報を受けた地方公の後見事務所は資金使用方法を項目別に回答する。

(3) 貧困者後見財団（FIG）の理事会は、資金が非経常的な公の後見サービスを提供するために使用されることを確認するため、地方公の後見事務所からの回答を検討する。

(4) 貧困者後見財団（FIG）理事会は、地方公の後見事務所に対する支出を承認した後、項目別請求書を公的及び専門後見人局（OPPG）局長へ送付し、最終的審査と承認を受ける。

2020年度において、フロリダ州公の後見制度共同特別ニーズ信託（FPGPSNT）のサブアカウントの残額から公の後見プログラムに対する分配額は、106,885.68ドルであり¹⁸、2021年度は131,429.70ドルであった¹⁹。

III 特定寄附信託

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公的活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度である²⁰。アメリカのブランド・ギビング制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用される²¹。この制度は、信託を活用して計画的な寄附を行う仕組みに対する税法上の特例措置であり、信託が個人と寄附先との間をつなぐ仲介機能を果たすことを期待し創設された。

1. 特定寄附信託契約

特定寄附信託契約は、居住者が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社との間で締結した当該居住者を受益者とする信

¹⁵ THE OFFICE OF PUBLIC & PROFESSIONAL GUARDIANS, 2018 ANNUAL REPORT 4 (2018).

¹⁶ *Id.*

¹⁷ *Id.*

¹⁸ FOUNDATION FOR INDIGENT GUARDIANSHIP, INC., *Supra* note 13, at 2.

¹⁹ FOUNDATION FOR INDIGENT GUARDIANSHIP, INC., *Supra* note 14, at 1.

²⁰ 信託協会「支えあいと活気のある社会の実現のために 特定寄附信託」2頁<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/045/202110/data04_01tokuteikihu.pdf> (2024.1.11)、三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務（7訂版）』（金融財政事情研究会、2022年）660頁。

²¹ 信託協会「日本の信託2023」16頁<<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/045/202308/nihon2023.pdf>> (2024.1.19)。

託に関する契約である（租税特別措置法（以下、本稿においては、「租特法」とする。）4条の5第2項）。この契約では、特定寄附金の対象となる公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人等（以下、本稿においては、「公益法人等」という。）への寄附を行うことを主たる目的とする²²。また、この契約においては、計画的な寄附が適正に実施するための要件が定められる必要があり、それらの要件は次の通りである（同法4条の5第2項）。

(1) 信託契約の期間は、5年以上10年以下の範囲内で、かつ、1年の整数倍の期間でなければならない（租税特別措置法施行令（以下、本稿においては、「租特令」とする。）2条の35第7項1号）。

(2) 受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られる（同2号）。

(3) 信託財産からの寄附金は、信託契約締結時の信託の元本の額を信託契約の期間の年数で除した金額と信託契約の期間の開始の日から寄附をする日までの間に支払われた利子等の合計額（同日前に既に寄附された利子等の金額を除く。）を、信託契約の期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間に支出しなければならない（同3号）。

(4) 信託財産からの寄附金は、その全てを対象特定寄附金（租特法4条の5第2項）として支出しなければならない（同4号）。

(5) 信託財産から最初に寄附金を支出する日の前日までに、当該信託の受託者がその対象特定寄附金に係る法人又は所得税法78条3項に規定する特定公益信託の受託者との間で寄附に関する契約（寄附金を支出する日、寄附金額の算定方法その他の財務省令で定める事項の定めがあるものに限る。）を締結しなければならない（同5号）。

この契約においては、以下の事項が定められなければならない（租税特別措置法施行規則（以下、本稿においては、「租特規則」とする。）3条の17第2項）。

①信託の受託者から対象特定寄附金に係る法人又は特定公益信託の受託者（以下、「受領法人等」という。）に対して寄附金を支出する日及び信託の委託者から指図があつた金額を信託財産から寄附金として支出すること（同1号）。

②信託財産からの受領法人等への寄附金の交付は、受託者が行うこと（同2号）。

③交付をする際に、受託者から受領法人等に対して次に掲げる事項を通知すること（同3号）。

(a) 寄附金額のうち、信託財産から支出するものの金額及び信託財産につき生じた利子等の金額に相当する部分の金額（同3号イ）

(b) 信託契約を締結した居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所）（同3号ロ）。

(6) 信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られる。すなわち、①預貯金、②国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、③合同運用信託の信託（貸付信託の受益権の取得を除く。）である（租特令2条の35第7項6号）。

(7) 信託の受益権については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができない（同7号）。

(8) 特定寄附信託契約の期間中に信託財産から信託の委託者に金銭の交付をする場合には、当該

²² 閣議決定「平成23年度税制改正大綱」54頁<<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/h23zeiseitaikou.pdf>>（2023.12.24）。

金銭の交付は信託契約の期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間に均等額を交付するものであり、かつ、信託契約の期間中に交付される金銭の合計額は信託契約締結時の信託の元本の額の100分の30に相当する金額を超えてはならない(同8号)。

(9) 信託契約の期間中に信託財産につき損失が生じた場合には、次に定めるところによる(同9号)。

①当該損失の金額に寄附元本額の当該信託契約締結時の信託の元本の額に占める割合を乗じた金額を、当該損失が生じた日以後に支出すべき寄附金の額から均等に控除すること(同9号イ)。

②当該損失の金額に交付元本額の当該信託契約締結時の信託の元本の額に占める割合を乗じた金額を、当該損失が生じた日以後に委託者に交付すべき金額から均等に控除すること(同9号ロ)。

(10) 当該信託の信託契約の期間中の最後に行われる上記(8)の金銭の交付は、信託財産から最後に寄附金を支出する日以前に行わなければならない(同10号)。

(11) 当該信託の信託財産の計算期間は、1月1日(信託契約の期間の開始の日の属する年にあつては、その開始の日)から12月31日(信託契約の期間の終了の日の属する年にあつては、その終了の日)まででなければならない(同11号)。

(12) 当該信託は、合意により終了をすることができない(同12号)。

(13) 当該信託の委託者が死亡した場合には、当該信託は終了し、その信託財産の全てを対象特定寄附金として支出しなければならない(同13号)。

相続税との関係においては、寄附先は委託者から遺贈により信託の残余財産を取得したものとみなされる。そのため、委託者の相続人に相続税は課せられない²³。

(14) 当該信託の受託者である信託会社の業務方法書に特定寄附信託に関する業務を行う旨の記載があり、かつ、当該受託者は当該業務方法書に従って適正に信託業務を遂行しなければならない(同14号)。

2. 特定寄附信託申告書

委託者は、特定寄附信託契約締結の後、最初に非課税の適用がある利子の支払いを受ける日の前日までに、氏名等を記載した非課税申告書に当該特定寄附信託にかかる信託契約書を添付し、委託者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない(租特法4条の5第3項)。これは寄託者を經由して行う。申告書における具体的な記載事項は以下の通りである(同条同項、租特規則3条の17第3項)

①特定寄附信託申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

②特定寄附信託の信託財産から生ずる利子等につき同項の規定の適用を受けようとする旨

③特定寄附信託の受託者の営業所又は事務所で特定寄附信託に関する事務を取り扱うものの名称及び所在地

④特定寄附信託契約の締結年月日及び期間

⑤特定寄附信託契約締結時の信託の元本の額

⑥信託の元本の額のうち寄附金として支出する金銭の額の合計額及び当該特定寄附信託契約の

²³ 三菱UFJ信託銀行編著・前掲書註(20)663頁。

期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間に寄附金として支出する金銭の額
⑦信託の元本の額のうち委託者に交付する金銭の額の合計額及び当該特定寄附信託契約の期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間に委託者に交付する金銭の額

ところで、申告書の提出に関しては、当該申告書の提出に代え、特定寄附信託の受託者に対し、特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる（租特法4条の5第5項）。この電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう（同3条の3第8項）。この場合において、当該居住者は、当該特定寄附信託申告書を当該特定寄附信託の受託者の営業所等に提出したものとみなされる。電磁的方法により提供する場合には、特定寄附信託契約の契約書の写しの提出に代え、受託者に対し、写しに記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる（同4条の5第7項）。

上記の記載事項のうち、氏名、住所もしくは居所又は個人番号について変更があった場合には、特定寄附信託異動申告書を提出しなければならない（租特令2条の35第10項）。

受託者は、信託の計算書に、当初元本額、寄附金額、寄附先の法人等の名称等を記載し、特定寄附信託申告書を税務署長に提出する。申告書の提出は、その信託の計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日までに行わなければならない（同2条の35第11項）。特定寄附信託異動申告書も同様である。特定寄附信託申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、特定寄附信託の受託者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなされる（租特法4条の5第4項）。

3. 税法上の優遇措置

特定寄附信託契約に関し法令上の要件を満たす場合、委託者は、信託財産について生じる公社債もしくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配について所得税が非課税となる（同4条の5第1項）。

また、委託者は、寄附された金額分につき、確定申告をすることにより、所得税の寄附金控除（所得控除）を受けることができる。寄附金控除及び寄附金特別控除の計算方法は次のとおりである。寄附金控除（所得控除）は、①その年に支出した特定寄附金の額の合計額、②その年の総所得金額等の40%相当額のいずれか低い金額が2000円を超えるときは、その超える額である（所得税法78条1項）。寄附金特別控除（税額控除）は、寄附金額から2000円を差し引いた金額に0.4を乗じた額である。ただし、寄附金額の上限は総所得金額等の40%相当額であり、寄附金特別控除額は、所得税額の25%相当額が上限である²⁴。

4. 寄付先の範囲

特定寄附信託の寄附の対象となるのは、所得税法78条2項に規定する特定寄附金のうち、公益社団法人及び公益財団法人（同41条の18の3第1項1号イ）、私立学校法に規定される学校法人・専修学校・各種学校（同号ロ）、社会福祉法人（同法同項同号ハ）、及び、更生保護法人（同

²⁴ 信託協会「特定寄附信託」 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/public_interest/specific_donation.html>（2024.1.19）。

法同項同号ニ)に対するものである。また、特定公益信託、認定特定非営利活動法人に対するものも対象となる(所得税法78条3項、租特法41条の18の2第1項)。

受託者である信託銀行等は、公益法人等と寄附に関する契約を締結する。特定寄附信託を取り扱っている主な信託銀行の寄附先は以下の通りである(50音順)²⁵。委託者である寄附者は寄附する公益法人等を指定することができる。また、寄附先から定期的な活動報告により状況を知ることができる。とされる。

(1) みずほ信託銀行

- ①被災者支援：社会福祉法人 中央共同募金会
- ②交通遺児支援：公益財団法人 交通遺児育英会
- ③子ども支援：公益財団法人 日本ユニセフ協会
- ④海外・子ども支援：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- ⑤海外・子ども支援：特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン
- ⑥海外・教育：公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
- ⑦文化・芸術：公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団
- ⑧環境：公益社団法人 国土緑化推進機構
- ⑨海外・環境：公益財団法人 オイスカ
- ⑩医療：公益社団法人 地域医療振興協会
- ⑪医療：公益財団法人 結核予防会
- ⑫医療：公益財団法人 日本対がん協会
- ⑬海外・医療：特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
- ⑭社会福祉：公益財団法人 日本盲導犬協会

(2) 三井住友信託銀行

- ①環境：公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)
- ②環境：公益財団法人 日本生態系協会
- ③教育：公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
- ④医療：公益財団法人 日本対がん協会
- ⑤医療：特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
- ⑥社会福祉：公益財団法人 日本盲導犬協会
- ⑦学術：公益財団法人 国際科学技術財団
- ⑧災害復興支援：社会福祉法人 中央共同募金会
- ⑨子ども支援：公益財団法人 日本財団
- ⑩障がい者スポーツ支援：公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本
- ⑪人道支援：特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会

²⁵ みずほ信託銀行「特定寄附信託」<https://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/tokutei_kihu.html> (2024.1.18)、三菱UFJ信託銀行「寄附先一覧」<https://www.tr.mufg.jp/shisan/tokuteikifu_04.html> (2024.1.18)、三井住友信託銀行「寄附先一覧」<<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/donation-lineup/tokuteikifu/contribution-list>> (2024.1.18)、りそな銀行「社会貢献～特定寄附信託(愛称：応援の絆)」<<https://www.resonabank.co.jp/kojin/tokuteikifu/>> (2024.1.18)

(3) 三菱 UFJ 信託銀行

- ①文化：公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
- ②子ども：公益財団法人 日本ユニセフ協会
- ③環境：公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
- ④医療：特定非営利活動法人（認定 NPO 法人） 国境なき医師団日本
- ⑤災害支援：特定非営利活動法人（認定 NPO 法人） ジャパン・プラットフォーム
- ⑥医療：公益財団法人 日本対がん協会
- ⑦環境：公益財団法人 日本野鳥の会

(4) りそな銀行

- ①震災・復興：社会福祉法人 中央共同募金会
- ②生活・街づくり：公益財団法人 がん研究会
- ③生活・街づくり：公益財団法人 東京都障害者スポーツ協会
- ④生活・街づくり：公益財団法人 日本対がん協会
- ⑤生活・街づくり：公益財団法人 日本盲導犬協会
- ⑥文化：公益財団法人 大阪府文化財センター
- ⑦文化：公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団
- ⑧文化：公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団
- ⑨環境：公益財団法人 かながわ海岸美化財団
- ⑩環境：公益財団法人 日本自然保護協会
- ⑪子ども・教育：公益財団法人 交通遺児育英会
- ⑫子ども・教育：公益財団法人 東京動物園協会

IV 公益信託

公益信託は、篤志家等の個人や法人の委託者が所有する財産を一定の公益目的のために信託し、受益者が委託者の定めた公益目的を実現するために、その信託財産を適切に管理・運用する信託である²⁶。具体的には、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものであって、主務官庁の許可を受けたものをいう（公益信託二関スル法律（以下、本稿では「公益信託」とする。）1条、2条）。社会に生じる諸課題は、政府等のみで解決しうるものではなく、民間非営利部門との連携があつて解決することができるものであり、民間非営利活動は、個人、企業、市民団体によるボランティア、公益法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等の主体によって担われているが、公益信託もその活動の一翼を担っている²⁷。

公益信託と類似した制度として公益法人があるものの、公益法人と比較した公益信託の特色と

²⁶ 遠藤雅範「公益信託」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011年）428頁。

²⁷ 新井誠『信託法（第4版）』（有斐閣、2020年）437頁。

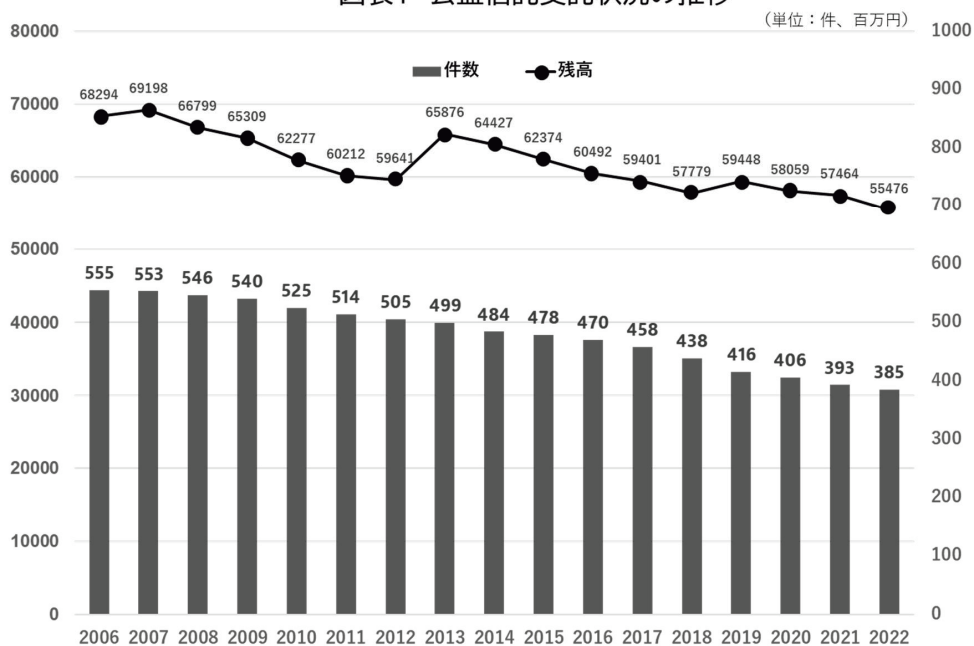
して、以下のものがあるとされる²⁸。すなわち、①設定手続の煩わしさがなく、②設定後の運営を受託者が行うこと、③運営を効率的・弾力的に行うことができること、④受託者の事務執行の厳格化、財産の保全が図られていること、⑤信託目的に沿った運営が確実に行われること、⑥出捐者が顕彰されること、である。

1. 公益信託の現状

公益信託の受託状況の推移は図表1の通りである。2023年9月末現在における公的信託の受託件数は合計384件であり、信託財産残高は合計55,476百万円であった。

信託目的による内訳（件数及び信託財産残高）は、①奨学金支給125件（21,592百万円）、②自然科学研究助成61件（6,902百万円）、③教育振興48件（1,627百万円）、④国際協力・国際交流促進27件（2,874百万円）、⑤社会福祉29件（2,818百万円）、⑥芸術・文化振興18件（4,486百万円）、⑦都市環境の整備・保全27件（7,303百万円）、⑧自然環境の保全16件（3,953百万円）、⑨人文科学研究助成12件（815百万円）、⑩文化財の保存活用2件（97百万円）、⑪動植物の保護繁殖1件（71百万円）、⑫その他18件（2,932百万円）である²⁹。

図表1 公益信託受託状況の推移



(出典)信託協会「信託統計便覧(毎3、9月末)8公益信託受託状況」より筆者作成

²⁸ 信託協会『公益信託 その制度のあらまし』3頁<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/045/data04_01-5.pdf> (2024.1.6)、遠藤・前掲書註(26)428頁。

²⁹ 信託協会「信託統計便覧毎3、9月末」<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/statistics_list/> (2024.1.20)。

上記の社会福祉を目的とする信託は 29 件であるものの、その詳細は図表 2 のとおりである（計算順序は設定が古い順である）。

図表 2 社会福祉を目的とする公益信託一覧

| | | |
|-----------------------|----------------------|------------------------------------|
| ①アイバンク愛の光基金 | ⑪西村良枝記念精神薄弱者福祉基金 | ⑲源河朝明記念那覇市社会福祉基金 |
| ②梶谷福祉基金 | ⑫おかやま心の福祉基金 | ⑳J Aバンク新潟県信連創立 50 周年記念・ホームヘルパー支援基金 |
| ③前田清栄老人福祉基金 | ⑬スクロール女性ボランティア基金 | ㉑富山ファーストバンク社会福祉基金 |
| ④池田輝子記念精神障害者福祉基金 | ⑭障害者愛の福祉基金 | ㉒成年後見助成基金 |
| ⑤加藤一枝記念福祉奨励基金 | ⑮加藤記念老人福祉基金 | ㉓静岡県災害ボランティア活動ファント |
| ⑥埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金 | ⑯市川園社会福祉基金 | ㉔愛媛県災害ボランティアファント |
| ⑦筑波銀行愛の社会福祉基金 | ⑰江森啓友・まさ子記念高齢者福祉基金 | ㉕小澤社会福祉基金 |
| ⑧香川銀行高齢者生涯学習振興基金 | ⑱区制 50 周年記念生野ふれ愛基金 | ㉖ちばぎんハートフル福祉基金 |
| ⑨京葉銀行ホームヘルパー助成基金 | ⑲中西茂雄高齢者福祉基金 | ㉗土肥記念高齢者福祉基金 |
| ⑩大野良久記念老人福祉基金 | ⑳富士精機製作所福祉ボランティア支援基金 | |

（出典）信託協会「公益信託データベース」より筆者作成

2. 成年後見助成基金

上記の福祉目的のための公益信託のなかで、本稿が主な検討対象としている成年後見に関連しては、成年後見センター・リーガルサポートによる成年後見助成基金がある（図表 2⑳）。

この基金は、2001（平成 13）年 12 月 25 日に設立され、委託者が公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートであり、受託者は三菱 UFJ 信託銀行である³⁰。その目的は、「成年後見人等による支援が必要な方が、経済的理由から制度利用を諦めることがないように、成年後見制度利用に関する費用を助成することで、制度利用者の権利を擁護し、福祉の増進に寄与すること」で

³⁰ 松井秀樹「公益信託『成年後見助成基金』と寄付文化」信託フォーラム 1 号（2014 年）26 頁。

ある³¹。

本助成基金が設立された理由は、以下のとおりであるとされる。「資産のほとんどない方の成年後見人等に就任した場合、事実上無報酬で後見事務を行うことになるが、通常数年、場合によっては数十年の長期にわたる後見事務を無報酬のまま行うことは難しいと言わざるを得ない。このため家庭裁判所から成年後見人等への就任要請があっても、報酬を期待できない事案においては、就任が敬遠されてしまうことが多くなる。しかしそれでは高齢者・障害者の権利擁護制度の中核に位置する成年後見制度の目的は、一定以上の資産のある方のための制度になってしまい、普遍的な権利擁護制度とは言えなくなる。」さらに、本助成基金は、「我が国の成年後見制度に関わる一つの欠落部分を民間の立場から少しでも補完するために設立された」とする³²。

この基金は、信託目的の賛同者からの寄附や遺贈によりまかなわれており、2022（令和 4）年段階における信託財産額は 396,393 千円であり、助成金額は 43,366 千円である³³。助成を受けようとする場合は、募集要項に則って助成金申込書を提出する³⁴。応募対象は、①1年以上後見事務を行っている親族以外の成年後見人等であり、②後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであるとされ、③本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者または、知的障害者・精神障害者等で、本人の預貯金額が 260 万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないことである。助成金は、被後見人等 1 人に対し原則、月額 1 万円を限度として助成され、最長 5 回まで申請が可能である³⁵。

3. 公益信託の引受

公益信託の引受けには、一定の手続きを必要とする。まず、委託者（出捐者）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打ち合わせ（コンサルテーション）がなされる。次に、主務官庁の許可が必要となる。主務官庁は、中央官庁と都道府県とに分けられる。受託者は公益信託の引受の許可について主務官庁に申請する。申請に関しては、各省庁等が所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則等を定めている。申請時の必要書類等は、おおむね、次のとおりである（ここでは、内閣総理大臣の所管に関するものを引用する）。すなわち、①信託設定趣意書、②信託行為の内容を示す書類、③信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類、④委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）、⑤信託管理人を置く場合には、信託管理人となるべき者の履

³¹ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート「成年後見助成基金」＜<https://legal-support.or.jp/general/activity/foundation/>>（2023.12.31）

³² 松井・前掲論文註（30）27 頁。

³³ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・前掲註（31）。

³⁴ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート「公益信託成年後見助成基金第 23 回募集要項」＜<https://legal-support.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/03/k23by.pdf>>（2024.1.22）。

³⁵ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・前掲註（34）。

歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）及び就任承諾書、⑥運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を置く場合には、その名称、構成員の数並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書、⑦引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書、⑧①～⑦に掲げるもののほか、内閣総理大臣が特に必要と認める書類、である。主務官庁は申請を審査の上、許可をする。

4. 委託者

委託者は公益目的に役立てようとして財産を拠出する者である³⁶。財産権を信託する行為能力があれば、個人、法人、人格のない社団いづれもが委託者となることができる。信託設定後においても、委託者には、特別の利害関係人として、信託管理人の選任申立て（信託 123 条 4 項）、受託者解任の申立て（信託 58 条 4 項）等の関与権が認められている。

5. 受託者

受託者は、公益目的を遂行するために委託者が拠出した財産を管理・運営する者である。財産管理に関して豊富な知識と経験を備えている信託銀行等が受託者となる。

受託者が行う事務には、私益信託に共通する一般的信託事務にくわえ、公益信託独自の事務として、次のものがある³⁷。すなわち、①事業計画・収支予算の作成、②助成金交付のための基礎資料の収集・管理、③助成対象者の募集・受付等、④運営委員会等に関連する事務、⑤主務官庁連絡事務、⑥信託管理人連絡事務、⑦信託事務及び財産状況の公告である。また、公益目的、事業内容、基金の規模等に応じ次の事項をも行う。すなわち、①個別パンフレットの作成、②個別年次報告書の作成である。受託者は、その事務処理について善管注意義務（信託 29 条）や忠実義務（同 30 条）を負う。また、受託者は、公益信託の目的を踏まえ、運営委員会等の勧告により助成先（受給者）を決定し、助成金を交付する。

6. 信託管理人

公益信託は受益者の定めのない信託であるため、信託契約により信託管理人を指定する定めを設けなければならない（信託 258 条 4 項）。信託管理人を指定する定めがない場合において遺言執行者の定めがあるときは、遺言執行者は信託管理人を選任しなければならない（同 5 項）。信託管理人を指定する定め及び遺言執行者の定めがない場合又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれを行うことができない場合、主務官庁は利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる（同 6 項、公益信託 8 条 1 項）。

信託管理人は、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（信託 125 条 1 項）。受益者の権利は一般には受託者の監督にかか

³⁶ 信託協会・前掲書註（28）、遠藤・前掲論文註（26）431 頁。

³⁷ 信託協会・前掲書註（28）5 頁。

る権利（同 92 条各号に掲げられた権利）及び信託に関する意思決定かかる権利が含まれる³⁸。それらの権限に基づき、信託管理人は受託者の職務のうち重要な事項について承認を与え、それにより、信託目的の達成のために受託者を監督する。

7. 運営委員会等

公益信託においては、信託契約により運営委員会等が設定される。この委員会等は公益目的の円滑な遂行を期するためにあり、受益者に代わって実質的な運営に関わる³⁹。運営委員会等は学識経験者等によって構成され、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の執行について、意見を述べ、または勧告を行う⁴⁰。具体的職務権限・名称等については、個々の事情に応じて信託契約で定められる。運営委員会は、信託法上要求された必置機関ではなく任意機関であるものの、平成 6 年 9 月 13 日公益法人等指導監督連絡会議決定「公益信託の引受け許可審査基準等について」においては、公益信託は、信託の適正な運営を確保するため、運営委員会等を設置しなければならないとしている（6(1)）。また、運営委員会等のあり方に関し、以下のような指摘がなされている。すなわち、①運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き 5 人から 10 人程度であること、②運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる授益行為について深い学識経験を有する個人であること、③運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないことなど適正な運営が行われるような構成であること、④運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること、⑤構成員の任期は、あまり長期でないこと、である。

運営委員会は、実務的には、受託者に代わり、助成対象者の選定等、公益信託事務の中核に関する事実上の決定権を有していることが多い⁴¹。委託者や委託者の関係人が運営委員となっている場合には、委託者の意見が強い影響力をもち、公正さを欠いてしまう点は問題が残されているとされる⁴²。

8. 公益信託に対する監督

公益信託は、主務官庁が監督する（公益信託 3 条）。主務官庁は何時でも公益信託事務の処理につき検査をし、かつ、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる（同 4 条 1 項）。また、上述したように、信託管理人の選任等については、主務官庁にその権限が属する（同 8 条）。

³⁸ 道垣内弘人編著『条解 信託法』（弘文堂、2021 年）573 頁 [佐久間毅執筆]。

³⁹ 遠藤・前掲論文註（26）433 頁。

⁴⁰ 信託協会・前掲書註（28）6 頁。

⁴¹ この点から、自己執行義務との関係や運営委員会の法的性質に関して検討し、運営委員会等を一種の「共同受託者」として理解すべきだとするものとして、新井・前掲書註（27）451 頁。そこでは、「運営委員会が受益者の選定等の信託目的遂行にかかわる判断を担当し、本来の受託者である信託銀行の方は信託財産に対する財産管理（たとえば投資等を通じた信託財産の維持）を担当するという形態で、全体としての信託事務を両者で分掌していると解するのである。」とされる。

⁴² 遠藤・前掲論文註（26）433 頁。

9. 税制

税制上の区分として、特定公益信託と認定特定公益信託が規定されている。その上で、税制上の優遇措置が講じられている⁴³。

(1) 信託設置時

委託者が個人である場合は、認定特定公益信託において寄付金控除がされる。他方、委託者が法人である場合には、特定公益信託では一般寄付金として損金参入がされ(法人税法 37 条 1 項)、認定特定公益信託では別枠損金算入がなされる。

(2) 給付時

受給者が個人の場合、財務大臣が指定する学術貢献表彰又は学術研究奨励を目的とする特定公益信託及び学資支給を目的とする特定公益信託については、所得税(委託者が法人の場合)、贈与税(委託者が個人の場合)ともに非課税とされる。

(3) 委託者(個人)死亡時

特定公益信託の要件を満たす公益信託については、委託者が死亡したときに、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されず、非課税となる(租特法 70 条 3 項)。

10. 公益信託の終了

公益信託は、信託期間の満了、信託目的の達成又は達成不能等の事由が生じた場合に終了する。委託者は公益信託を終了することはできない。

終了した場合の残余財産は、公益のために信託行為をなした委託者の精神をできるだけ活かすため、主務官庁は、当初の信託の目的に類似した目的をもつ信託として、継続させることができるものとしている(公益信託 9 条)⁴⁴。ここで、類似の目的とは、公益信託の委託者が信託行為のなかで信託の目的として定めた目的に近似した目的という意味である。このような信託目的と近似した別の目的が「類似」性をもつかどうかは、信託目的の基礎にあり、信託の理想を示すところの「信託ノ本旨」の解釈と、主務官庁の行政上の判断によって個々に決定される。

V 若干の考察—信託の活用を通じた公的支援

アメリカにおける公的後見制度は、資力が不十分な低所得者等に対する成年後見支援の制度であるため、利用者本人から対価や報酬を得ることは困難である場合が多い。フロリダ州においても、公的後見制度の財源をどのように確保するのが課題とされてきた。こうした課題に対処するため、フロリダ州は公的後見制度を支援することを唯一の目的とする組織として直接支援組織

⁴³ 信託協会・前掲書註(28)9頁、遠藤・前掲論文註(26)435頁。

⁴⁴ 三菱UFJ信託銀行編著・前掲書註(20)204頁。

(DSO) (貧困者後見財団 (FIG)) を設立し、その支援方法の一つとして、フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託 (FPGPSNT) を創設している。障害者に対する支援を本来の目的とするこの信託について、障害者本人の死亡後の残余財産を公的後見制度の財源に当てている。そうした制度的工夫により、フロリダ州では、資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援をしようとしている。成年後見制度といった公的な支援においては、その財源を確保するために税金等の公費を投入することが想定されやすいところ、フロリダ州においては特別ニーズ信託を導入し、その残余財産を制度の財源として活用しているのである。公的な支援をするための制度の財源の確保のために、税金等のみ依存するのではない財源確保のあり方は、今後のわが国において資力が不十分な高齢者に対する成年後見による支援のあり方を検討する上で示唆的である。

わが国には、資力が不十分な高齢者に対する成年後見を提供するための方策として成年後見制度利用支援事業があるものの、アメリカにおけるような公的後見制度は未だ十分に整備されていない状況にある。そのため、資力が不十分な高齢者に対する成年後見による支援の充実を図るためのさらなる施策が求められるといえよう。ただし、アメリカ公的後見制度に相当する制度はないものの、特別ニーズ信託に類似した信託として、特定贈与信託がある。この信託においては、信託設定時に、残余財産の帰属先として、低所得者に対する成年後見による支援を提供している団体などを指定すれば、フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託と同様な機能を一部果たすことは可能であろう⁴⁵。ただし、あくまでも残余財産の活用による方法である。

これに対し、特定寄附信託は、信託を通じた寄附の制度として導入され、公益のために活用されるものである。そのため、資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援のために活用するとなれば、残余財産の帰属による特定贈与信託と異なり、公的後見の財源確保のための、より直接的な支援が可能となることができよう。制度上、特定寄附信託の寄附の対象となるのは、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等であり、居住者、個人が、公的後見のような資力が不十分な高齢者が認知症になった場合の成年後見制度による支援のために寄附をしたいとの意向であれば、寄託者である信託銀行等が、そうした成年後見支援を行う公益法人等に定期的に寄附する形とすることは可能であると解される。ただし、課題となるのは、そうした成年後見支援を行う公益法人等に対する寄附をなしうる状況にあるのかである。既に示したように、特定寄附信託を取り扱っている信託銀行の寄附先には、公的後見制度に相当する支援を行いうる団体等は含まれていない。特定寄附信託は、委託者が寄附先を自ら指定することができるものの、指定の範囲は、信託銀行等があらかじめ契約をした団体に限られる。そのため、現状においては、委託者が成年後見支援を行う団体等に対して特定寄附信託により寄附をしたいと考えたとしても、寄附することは難しい状況にあるといえよう⁴⁶。今後、寄附先の範囲が拡大され、低所得者などの資力が不十分な者に対する成年後見による支援を提供している団体（例えば、法人後見を受任している社会

⁴⁵ 西森・前掲論文註 (4) 33 頁。

⁴⁶ 信託銀行によっては、寄附先一覧以外の団体を指定することができるものがある。ただし、そうした指定をする場合には信託報酬が必要となるほか、寄附先の指定には当該信託銀行の審査及び手続きを必要とし、審査結果によっては寄附先を指定できない場合があるとする。三井住友信託銀行・前掲註 (25)。

福祉協議会や NPO 法人等) への寄附が可能となれば、特定寄附信託を活用した資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援が可能となりえようか。ただし、現段階では、成年後見支援のために特定寄附信託の活用は困難であるといえよう。

成年後見の支援との関係では現段階では活用が困難である特定寄附信託に対し、公益信託は、現に成年後見支援のために活用されている。公益信託は 12 種類の目的のために設定され、寄附等を行うことが可能であるものの、社会福祉を目的とする公益信託の一つとして設定されているのが、成年後見センター・リーガルサポートによる成年後見助成基金である。この基金は、「成年後見人等による支援が必要な方が、経済的理由から制度利用を諦めることがないように、成年後見制度利用に関する費用を助成することで、制度利用者の権利を擁護し、福祉の増進に寄与することを目的」としており⁴⁷、本稿の問題意識に対する解決策のひとつを示すものといえよう。助成の対象となるのは、親族以外の成年後見人等とされていることからすると、専門職の成年後見人等のみならず、市民後見人や法人後見を受任する団体も該当することとなるか。そうであるとすれば、低所得者など、資力な不十分な高齢者に対する成年後見人等を受任することの多い社会福祉協議会等が、基金による支援により、支援の充実を図ることも可能となるのではないか。ただし、助成金申請の様式等によると、原則として、専門職などの個人の成年後見人等を想定しているものといえようか。

ところで、現行の成年後見制度は 2000 年から施行されているが、この成年後見助成基金は施行の次の年である 2001 年に設立されているものであり、成年後見制度制定当初から運用されており、この公益信託の設定は、まさに慧眼であったというべきであろう。低所得者や資力が不十分であるために後見報酬の支払い等が期待できない被後見人等に対する支援の充実や支援のための財源の確保が課題となるなか、現段階において唯一の支援策とも言うべきこの基金の今後の発展の方向性は注目に値する。

以上のように、現在のわが国においても、特定贈与信託、特定寄附信託、公的信託といった福祉を目的とした信託を活用することにより、資力が不十分な高齢者に対する成年後見による支援を図ることが可能であるといえる。しかしながら、アメリカのような公的後見制度が存在せず、かつ、フロリダにおけるような州政府が提供する公的後見制度の運営自体に対して残余財産を帰属させることとは異なることから、上記の信託を活用した財源確保のあり方は有用なスキームではあるものの、限定的な役割を果たすにとどまるといえよう。上記の成年後見助成基金が設立された理由として、「我が国の成年後見制度に関わる一つの欠落部分を民間の立場から少しでも補完するために設立された」と述べられているように⁴⁸、まさに、欠落部分が存在したまま、現在に至っているといえるべきであろう。そのため、欠落部分を補うための制度の制定によって低所得者に対する成年後見支援の充実を図るものにはなっていない点が課題となる。公的支援の財源を確保するための信託の活用と同様な機能を発揮するための制度構築のあり方などについては、今後、さらなる検討が必要であると思われる。

⁴⁷ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・前掲註 (31)。

⁴⁸ 松井・前掲論文註 (30) 27 頁。

VI おわりに

本稿の冒頭で述べたように、認知症等により判断能力が不十分になった場合に支援が必要とされるのは、本人の資力の有無に関わらない。たとえ資力がなくとも支援は必要である。高齢期において、認知症等になったことにより判断能力が低下した場合において、当該本人の資力の状況にかかわらず支援を受け続けながら最後まで人生を全うできるようにすることは、人の尊厳ある生の実現につながるものである。成年後見制度利用促進法により、成年後見制度の今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域連携ネットワークの構築を図ることが挙げられており、そのためには、ネットワークを含めた安定的な支援体制の構築が必要である。

安定的な支援体制を構築するためには、人的・物的な体制を継続的に確保しうるような方策が求められる。従来のが国では、経済的側面からの支援が重視されている傾向があるものの、人材確保といった人的側面からの体制構築に対する支援も重要であろう。人的・物的な体制を構築し維持するには財源の確保が課題となりうる。そうした場合に、財源の確保が困難であるからといって、認知症等の高齢者等に対して支援が行き届かないような状況を甘受すべきではない。そのためには、アメリカ成年後見制度におけるような、税金等の公費にのみ依存するのではない制度の財源を確保するための様々な試みがなされるべきであろう。この点、第二期成年後見制度利用促進基本計画は、法人後見の促進を掲げつつ、公的財源では性質上対応困難な課題に対応するため、地域住民や企業など広く地域社会に周知し寄付等により資金調達することを挙げている。信託の活用をはじめとした、アメリカ公的後見制度における制度の資金調達のあり方は、今後もさらに検討していく必要があるといえよう。

必要な人が必要な支援を受けられるような体制構築に向けた取り組みが求められる。

〔付記〕

本研究は、三菱 UFJ 信託奨学財団研究助成事業、JSPS 科研費 JP20K13730、JP20KK0022、JP21H00665 の助成を受けたものである。